

滋賀県での流域治水条例制定と 今後の課題

R2.7.22

「流域治水の最前線シンポジウムー温暖化時代の水害政策を求めて」

滋賀県土木交通部流域政策局流域治水政策室

滋賀県の流域治水政策の歩み

- H19. 7～H23. 5 流域治水検討委員会（行政部会） 国県市町
- H20. 2～H21. 3 流域治水検討委員会（住民会議） 提言（H20. 12）
- H21. 1～H22. 5 流域治水検討委員会（学識者部会） 提言（H22. 5）
- H24. 3 「滋賀県流域治水基本方針」を議決、策定
- H24. 9 「地先の安全度マップ」公表
- H25. 9 9月県議会 「滋賀県流域治水の推進に関する条例案」を提案
- H26. 3 2月県議会 条例議決・公布

滋賀県流域治水基本方針

滋賀県の流域治水とは、

①どのような洪水にあっても人命が失われることを避け（最優先）

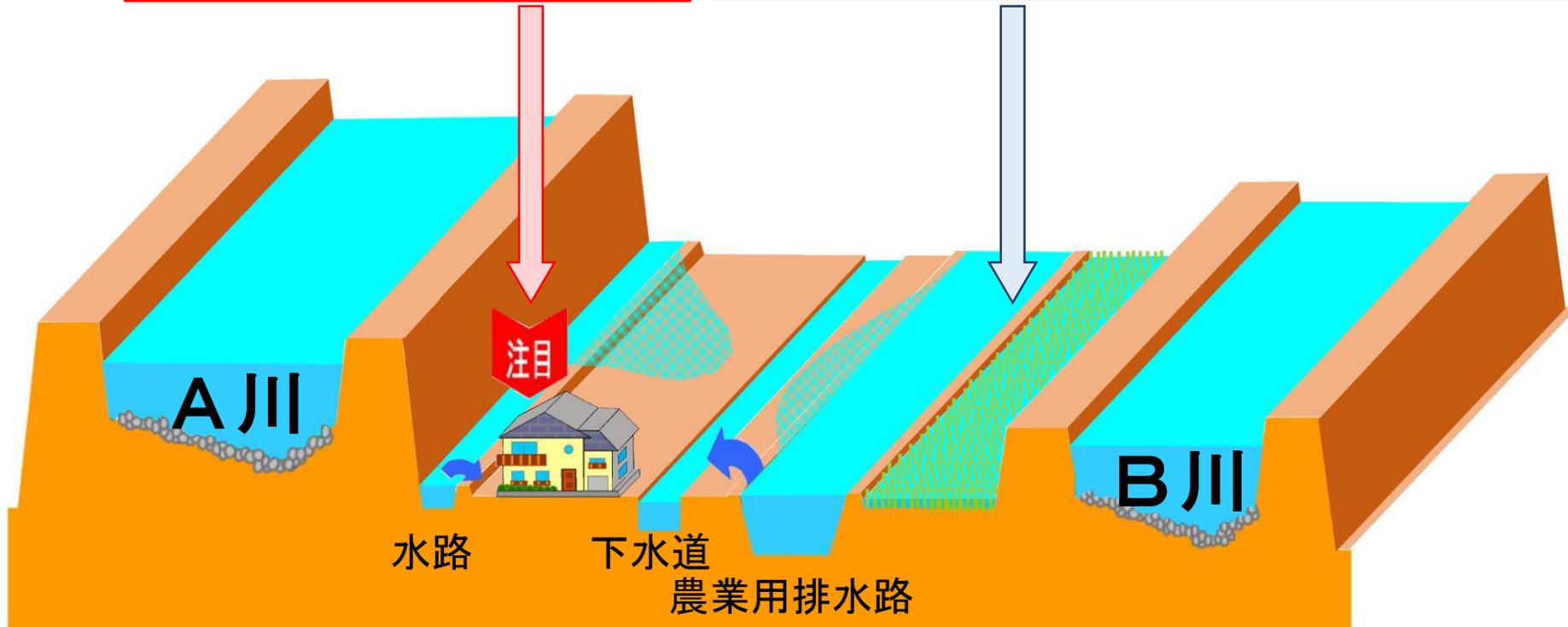
②生活再建が困難となる被害を避けることを目的として、

自助・共助・公助が一体となって、川の中の対策に加えて
川の外の対策を、総合的に進めていく治水

地先の安全度マップ

「河川の治水安全度」ではなく、
視点を変えて、人々の暮らす
「地先の安全度」に注目

大きな河川より小さな河川の安全度は低いので、
大きな河川より先に小さな河川が溢れ始める。

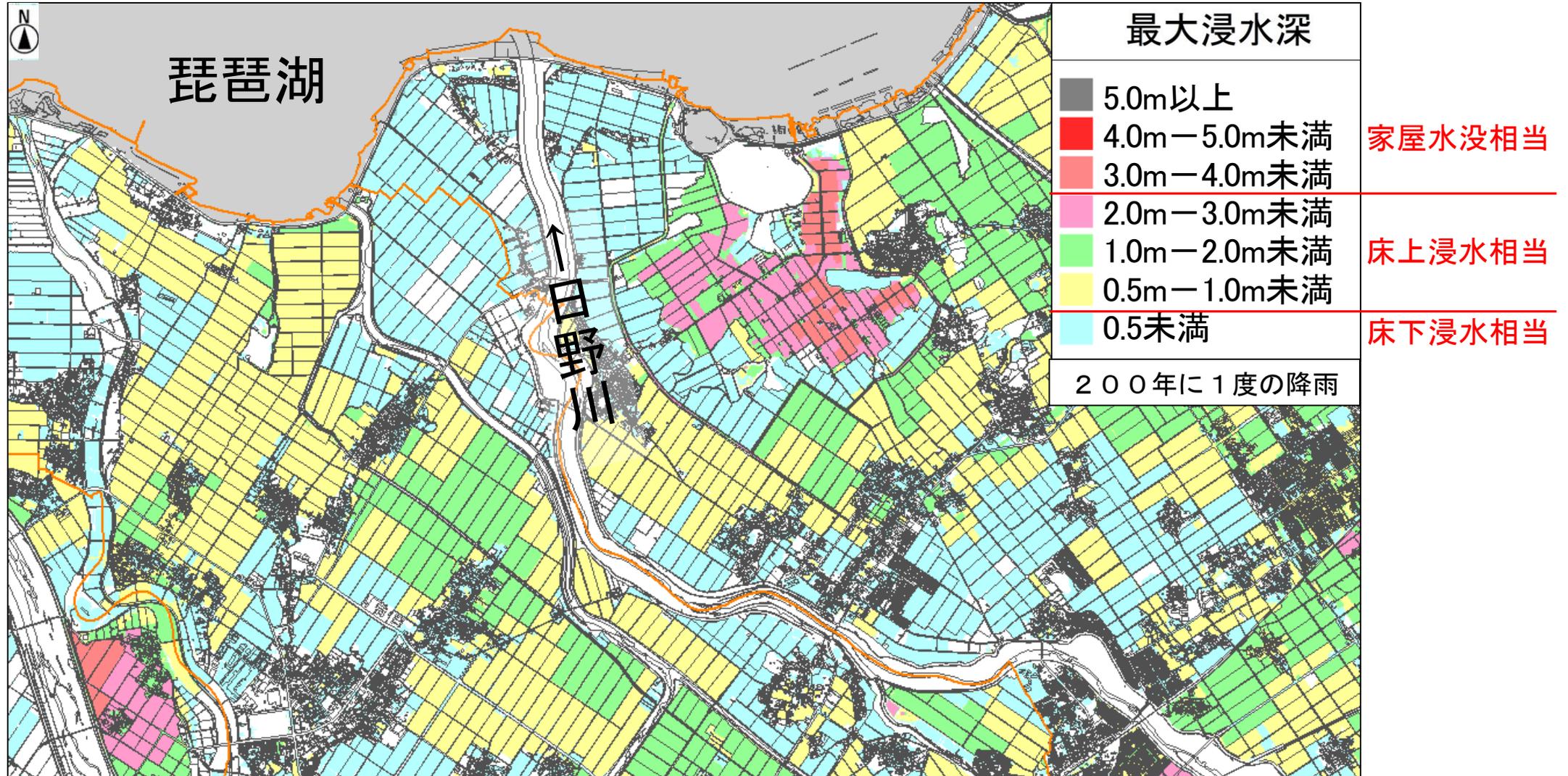


- ・ 大きい河川の外水氾濫
 - ・ 小さい河川や水路などの内水氾濫
- 「地先の安全度マップ」は全て考慮

(水防法に基づく「洪水浸水想定区域図」は大きい河川の外水氾濫に基づくもの)

地先の安全度マップ

日野川周辺の事例



地先の安全度マップ

想定している雨

降雨確率	10年に一度	100年に一度	200年に一度
雨の強さ	最大50mm/hr	最大109mm/hr	最大131mm/hr
24時間雨量	170mm/24hr	529mm/24hr	634mm/24hr
気象予報用語	非常に激しい雨	猛烈な雨	
人の受けるイメージ	・ 滝のように降る (ゴーゴーと降り続く)	・ 息苦しくなるような圧迫感がある。 恐怖を感じる	
施策における用途	市街化区域への新規編入 に係る判断指標	洪水浸水想定区域 図の浸水リスク情 報を補完	建築制限に係る判 断指標

滋賀県流域治水の推進に関する条例の審議経過

2013(H25).5～ 条例要綱案公表、パブリックコメントの実施

2013.9.18 9月県議会に条例案を提案 継続審議となる

- 〈理由〉
- ①住民や地元への説明が不十分
 - ②住民への罰則規定が問題である
 - ③具体的な河川整備計画を作ること

2013.12 11月県議会 再度、継続審議となる

- 〈理由〉 関係住民への更なる説明が必要

2014(H26).2.18 2月県議会 修正案を提案

河川整備、区域指定、罰則等に係る修正・追記

2014.3.24 2月県議会 条例議決

2014.3.31 条例公布・施行



滋賀県が進める「流域治水」

～地域性を考慮した総合的な治水対策の展開～



滋賀県流域治水条例の目的

1. どのような洪水でも、人の命を守る(最優先)
2. 床上浸水など生活再建が難しくなる被害を避ける



ながす



河川の改修工事、適正な維持管理

そなえる



図上訓練、避難計画の作成、防災訓練

4つの対策を総合的に実施

ためる



グラウンドや森林などでの雨水貯留

とどめる



宅地の嵩上げ、土地利用規制

河川で「ながす」対策

河川改修(日野川)



滋賀県流域治水条例 (第9条)

流域治水条例では『基幹的対策』
として位置付けている

河川整備・維持管理の明確化



堆積土砂除去(鴨川)

施工



雨水を「ためる」対策

滋賀県流域治水条例（第10,11条）

森林または農地の雨水貯留浸透機能の確保、建物、公園、運動場などの管理者等が雨水を貯めたり浸透させたりすることを努力義務化



環境に配慮した森林づくり



世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策

水害に「そなえる」対策

避難訓練の様子

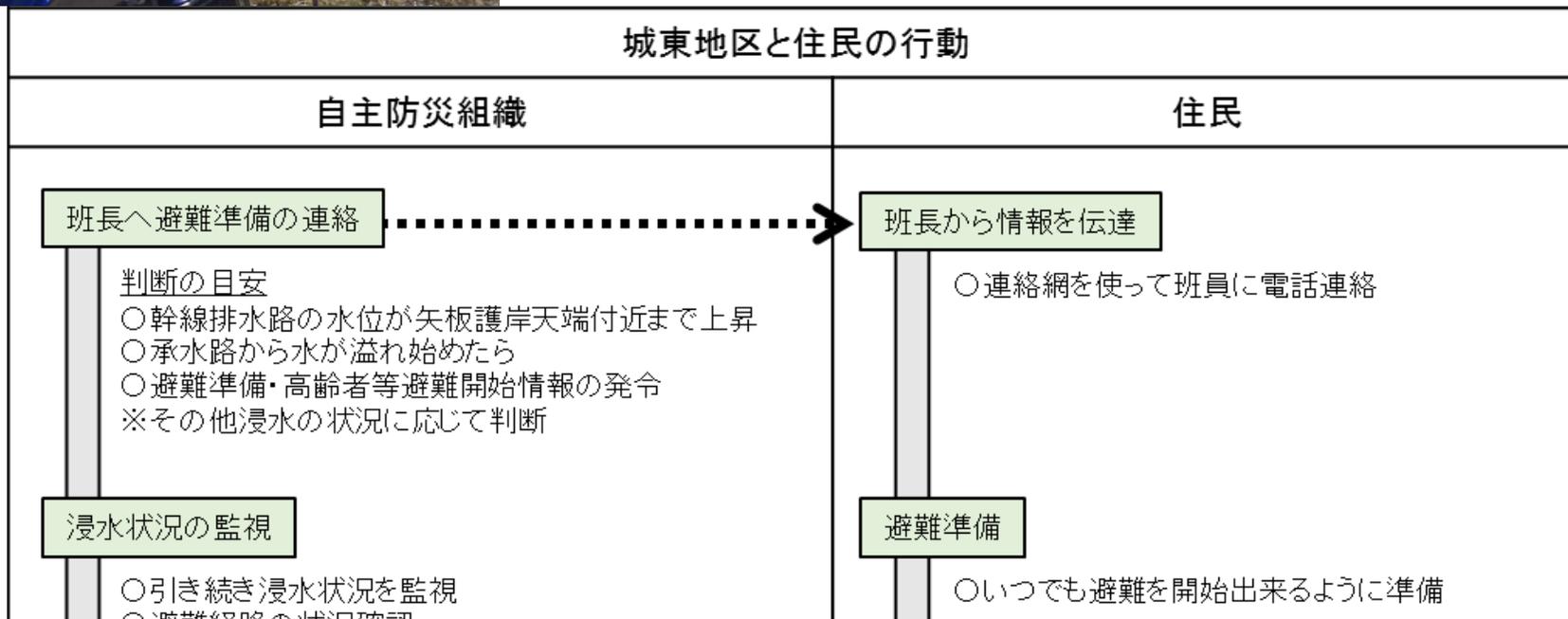


滋賀県流域治水条例（第26～34条）

県は、浸水被害を回避・軽減するための調査研究、教育等に努める

- ・水害に強い地域づくり協議会
- ・学校や自治会への出前講座、水害履歴調査
- ・浸水リスクの高い地域における避難計画の作成支援、避難訓練の実施

避難計画の事例



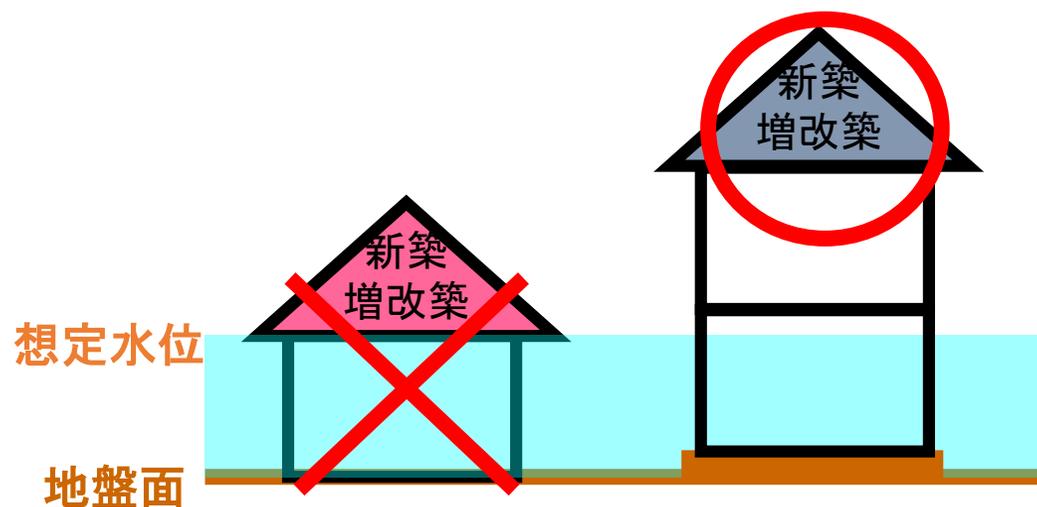
被害を最小限に「とどめる」対策



滋賀県流域治水条例（第12～25条）

氾濫原における建築物の建築の制限等

- 200年に一度の降雨により、おおむね3m以上の浸水が想定される区域
 - ⇒ 避難空間を確保することにより建築を許可
 - ⇒ 既存不適格住宅は宅地嵩上げ支援制度を適用

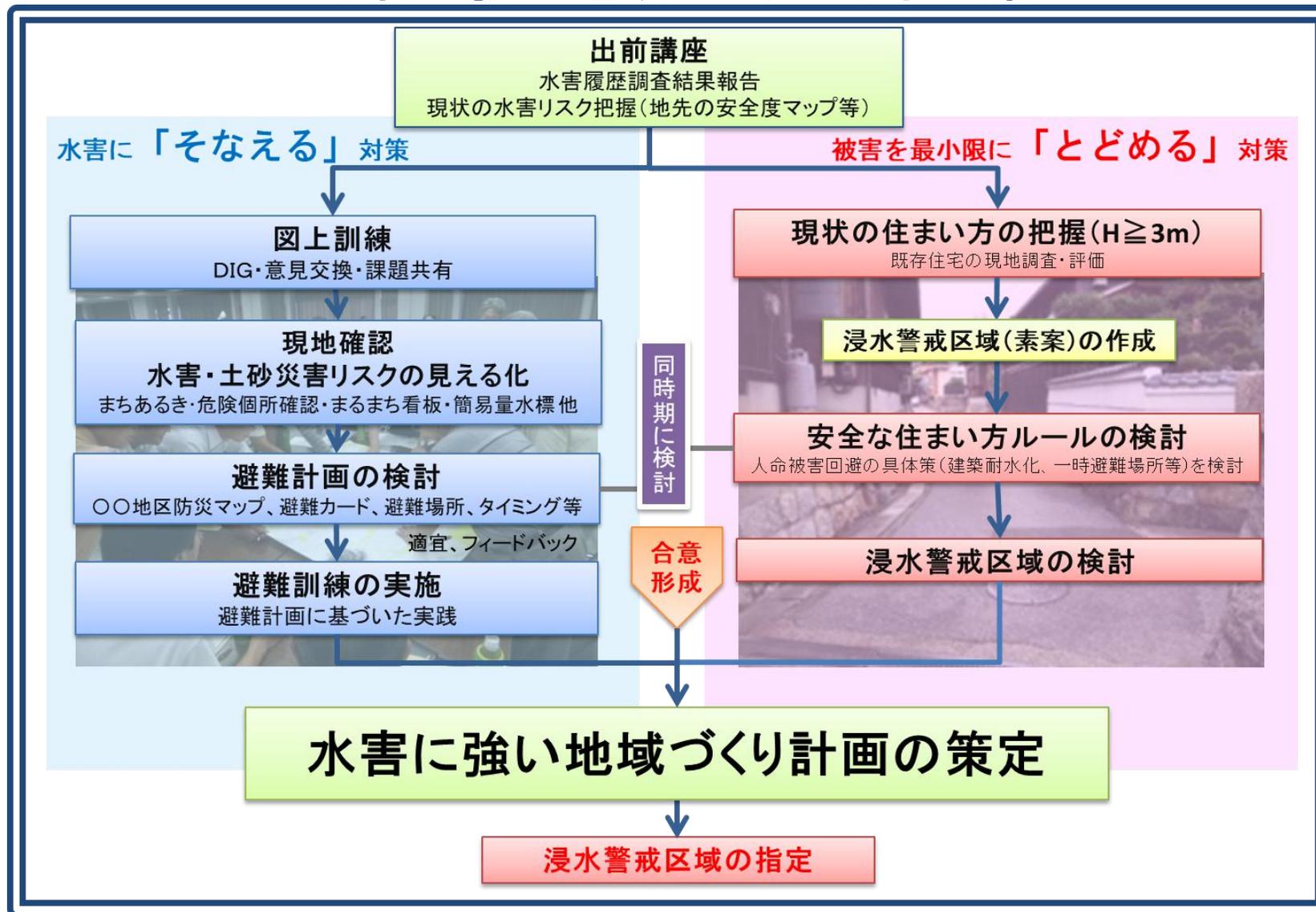


まちづくりのあるべき姿

水害リスクを踏まえた住居系エリア
や業務系エリア等の誘導方策について
検討予定

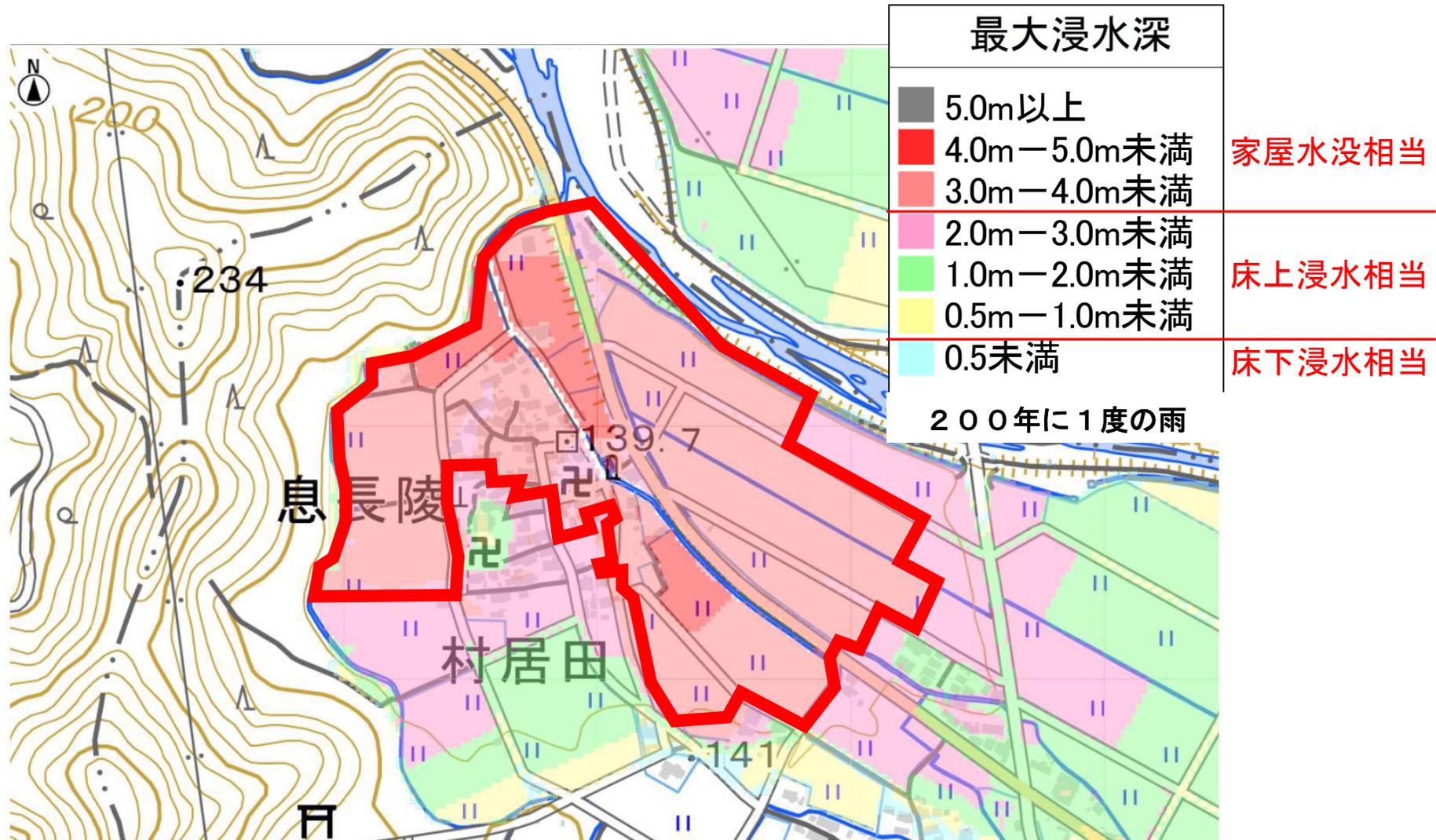
ソフト対策の現状と今後の課題

水害に強い地域づくりの取組内容



「地先の安全度マップ」に基づく浸水警戒区域の指定

区域（赤線）の例（米原市村居田）



- 全ての住民に対し、丁寧な説明と十分な議論により取組を進めているため、時間を要している。
- 賛成意見があっても自治会の総意として全会一致がなければ賛成していただけないケースがあるなど、合意形成の難しさがある。

- 時間を要していることにより、
 - 1 区域を指定する前に住居を新築され安全性の確認ができない。
 - 2 指定前で宅地嵩上げの支援制度が適用できない。
 - 3 想定浸水深が3m未満の他の地域への水平展開ができない。
- ソフト対策への地元の理解を得るためには、ハード対策の積極的な対応も不可欠